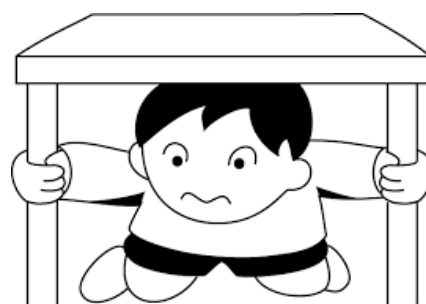


令和7年度

学校危機管理マニュアル



枚方市立招提小学校

改訂日	担当者氏名（肩書）	責任者氏名（肩書）	最終確認日
令和元年9月 1日	北村 雄一（教頭）	喜多 一友（校長）	令和元年9月 1日
令和2年7月15日	北村 雄一（教頭）	弘岡 保史（校長）	令和2年7月15日
令和3年7月 5日	桐石 雅恵（教頭）	弘岡 保史（校長）	令和3年7月 5日
令和4年6月 6日	桐石 雅恵（教頭）	横田 浩典（校長）	令和4年6月 6日
令和5年6月 6日	桐石 雅恵（教頭）	横田 浩典（校長）	令和5年6月 6日
令和6年6月 6日	桐石 雅恵（教頭）	足立 一彦（校長）	令和6年6月 6日
令和7年5月15日	岡 拓也（教頭）	足立 一彦（校長）	令和7年5月15日

1. 危機管理の必要性

学校は、児童が安心して学ぶことができる安全な場所でなければならない。事件・事故災害は、いつ、どこで、誰に起きうるかを予想することが困難な場合がある。しかし、適切な対策を取ることによって、危機的状況の発生を防止したり発生時の被害を低減したりすることも可能になる。不審者侵入や地震、火災などに対する適切かつ確実な危機管理体制を確立しておくことが、学校において緊急かつ重要な課題である。

2. 危機管理の定義

学校危機管理とは、子どもたちや教職員等の生命や心身等に危害をもたらす様々な危機を未然に防止するとともに、万一、事件・事故災害が発生した場合に、被害を最小限にするために、適切かつ迅速に対処すること。

※「学校における防犯教室等実践事例集」平成18年3月文部科学省等から

1) リスク・マネジメント（危機管理体制の整備、危機の発生を未然に防止するための事前対策）

（1）危機の予知・予測

- ① 過去に発生した自校や他校の事例から、その危機発生の原因や経過等を分析・検討することにより、発生の前兆等を明らかにし、危機の予知・予測に努める。
- ② 児童や社会の現状・変化等を踏まえ、今後発生する可能性のある危機を想定し、その危機の予知・予測にも努める。

（2）危機の未然防止や日常の安全確保に向けた取組

- ① 日ごろから、一人一人の児童への継続的な支援や、施設・設備に関する定期的な点検や各種訓練等により、未然防止に向けた取組を行う。
- ② 児童、保護者、地域の人々からの情報収集等により、危機を予知・予測し、問題の早期発見に努め、危機に至る前に解決する取組を行う。
- ③ 保護者や地域住民、関係機関・団体と連携を図り、学校独自の危機管理体制を構築する。

2) クライシス・マネジメント（危機発生時の対応や再発防止に向けた対策）

（1）緊急事態発生時の対応（初動・初期対応）

- ① 緊急事態が発生した場合、学校の危機管理マニュアルに沿って、適切かつ迅速に対処し、児童、教職員の生命や身体を守るとともに、被害を最小限度にとどめる。

（2）事後の危機管理（中・長期対応）

- ① 事態が収拾した直後から、保護者及び関係者への連絡・説明を速やかに行う。
- ② 事件・事故災害発生時の対応を事態収拾後に総括し、教育再開の準備や再発防止対策、心のケアなど必要な対策を講じる。
- ③ 未然防止の取組について定期的に評価・改善し、日々の教育活動の充実に努める。

3. 危機管理の3つの目的

- 1) 子どもと教職員の生命を守ること
- 2) 子どもと教職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守ること
- 3) 学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守ること

＜出典：「危機管理の法律常識」菱村幸彦編教育開発研究所＞

4. 対象とする危機

1. 学校生活で発生する大きな事故
2. 学校への不審者侵入や登下校時に危害が加えられるなどの犯罪被害
3. 地震、津波、暴風、豪雨などの異常な自然現象
4. 校舎、近隣の建物等で発生した火災
5. 登下校時や校外学習時などにおける交通事故

5. 対応に当たっての基本的な考え方

1. 対応に当たっては、校長の判断・指示の下に動くことが基本である。なお、指示を仰ぐいとまのない場合は、このマニュアルに基づき臨機応変に対応するが、事後速やかに校長に報告することにより、校長を中心とする全体として統一のとれた組織的対応を行う。
2. 校長が不在の場合は、教頭が状況を把握し、教頭の判断・指示の下に動くこととする。なお、適宜校長と連絡を取り合い、的確な対応がとれるようにする。また、校長・教頭が不在の場合は、首席が代理する。
3. 報道機関等への対応は教頭（校長）とする。
4. 緊急事態が発生した場合は、全教職員が情報を共有し、人命尊重を最優先に、児童だけとなる状況は発生させないようにし、お互いに連携を図った対応が行えるようにする。
5. 次のような事件・事故等が発生した場合は、緊急対応組織を発動する。
 - (1) 児童が、学校管理下（登下校中含む）において、次のような重大な事故にあった。
 - ① 死亡事故が発生した。
 - ② 校舎上階などから転落し重体になった。
 - ③ 同時に多くの児童が事故に遭い負傷した。
 - (2) 不審者が学校に侵入した。また、児童が通学路で危害を加えられた。
 - (3) 児童に被害が予想される大きな自然災害が発生した。
 - (4) 校舎・近隣の建物等で、火災が発生した。
 - (5) 児童が、学校管理下（登下校中含む）において、交通事故に遭い重体になった。
6. 次のような場合は、対策本部を発動する。
 - (1) 緊急対応組織を発動した事件・事故等で、児童が重体または死亡した。また、多くの児童が負傷した。
 - (2) 不審者が学校等に侵入し、児童や教職員が死傷した。
 - (3) 自然災害が発生し、児童・教職員・建物等に大きな被害が出た。
 - (4) 校舎で、火災が発生し、大きな被害が出た。
7. 緊急対応組織を発動する事件・事故等が発生した場合は、学校支援者（招提小学校区コミュニティ会長及び招提小学校PTA会長）と密接な連携を図った対応を行う。

8. 枚方市教育委員会と密接に連絡を取り、教育委員会の指導・助言を得ながら対応する。
9. 事件・事故等の状況に応じて、招提中学校等の協力を得る。
10. 次のような場合は、救急車を要請し、負傷した児童や教職員を病院に搬送する。なお、救急車には、可能な限り教職員が同乗する。また、救急車で搬送が難しい場合には、教職員がタクシー等で病院に搬送する。いずれの場合も、搬送先病院名を本部に報告する。
- (1) 意識不明・心肺停止状態などの場合
 - (2) 大出血している場合
 - (3) 頭部打撲で脳内出血が懸念される場合
 - (4) 内臓の損傷等が懸念される場合
 - (5) 脊髄損傷の可能性がある場合
 - (6) その他至急搬送する必要がある場合
11. 緊急事態が発生し、児童が大きな被害にあった場合は、緊急対応が一段落した段階で、校長・担任等は、速やかに被害児童を見舞い、誠意を持って対応する。

本校の門扉警備体制について

※インターフォン等の設置がない場合の参考例

【通常時の警備体制（門の管理）について】

1 登校時

- (1) 原則として朝の開門は8時10分（正門・北門のみ）。
- (2) 登校時は正門・北門を開放。なお、児童へは登校時刻等について、次の点を指導する。
 - ※ 通常の授業時は、8時10分～8時20分の間に登校すること。
 - ※ 遅刻して門が閉まっている場合は、正門でインターフォンを押し学年、組、名前を伝える。
 - ※ 遅刻・欠席する場合は、学校に連絡すること。
- (3) 正門・北門指導（8時10分～8時20分）
 - ※ 正門・北門で児童の登校を見守る。（教職員から挨拶・声かけをすること。）
 - ※ 8時30分に施錠。その際、児童の安全に十分配慮し、安全を最優先すること。

2 授業時・休憩時

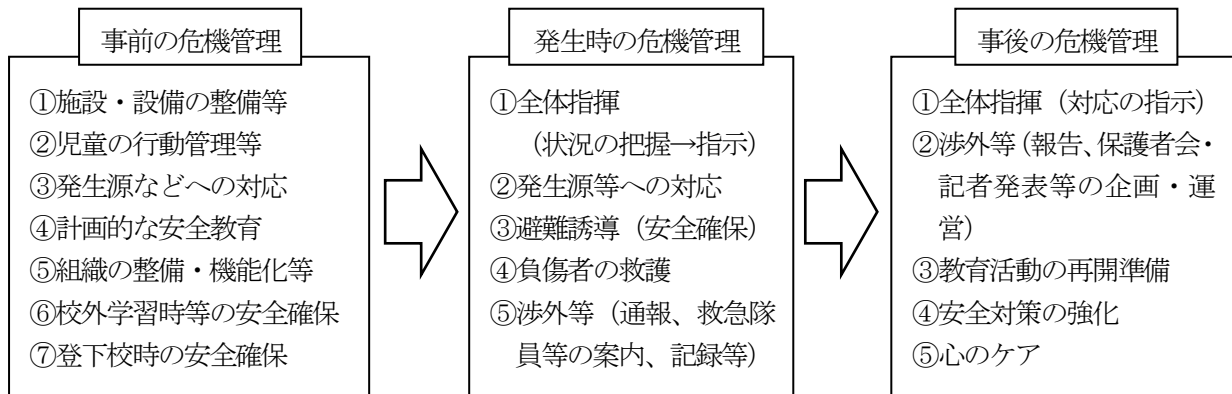
- (1) 門は施錠している。
- (2) 来校者は、職員玄関において受付簿記入と来校者カードを着用後、職員室に来室するよう依頼する。
 - ※ 来校者用に対しては、正門横及び職員玄関に案内の為の掲示あり

3 下校時、放課後

- (1) 下校の際は、正門横の通用口から下校させる。
- (2) 来校者については、授業時と同様。
- (3) 留守家庭児童会・オープンスクエアからの下校は、児童会側の通用門を使用する。常時施錠し、指導員及び関係保護者のみが施錠・解錠する。

6. 危機への対応

☆ 危機管理に当たっては、各担当者が、次の点について迅速・的確に取り組む ☆



(※発生源とは、事件、事故の主な要因や自然災害等のこと)

1. 事前の危機管理 (未然防止等)

(1) 施設・設備の整備等

- ① 「安全点検実施計画」等を作成する。それに基づき、定期的に現状をチェックし、必要に応じて速やかに改善を図り、安全な環境・危機に対応できる環境となるように整備・充実を図る。

(2) 児童の行動管理等

- ① 健康診断、家庭調査票などにより、安全確保に関して配慮を要する児童を把握し、状況に応じた対策を立て、全教職員が安全対策を共通理解して安全確保に当たる。
- ② 定期的に、児童の危険な行為などが見られないかどうかチェックし、状況に応じて行動規制を行うとともに、安全指導に生かす。
- ③ 学期ごとに事故の発生状況から主な原因などを探り、状況に応じて行動規制を行うとともに、安全指導に生かす。

(3) 発生源などへの対応

- ① 不審者の早期発見と校地内・校舎内への侵入阻止を図る。

ア. 来校者への声かけ

本校指定の「入校許可証 (名札)」をしていない来校者を見かけた場合は、用件・受付の有無等について確認するとともに、所持品や言動等から不審者かどうか判断する。「入校許可証 (名札)」をしている来校者についても積極的に挨拶し、不審な点がないかどうか注意する。

イ. 受付の設置と「入校許可証 (名札)」の着用

校地・校舎内で見学や作業等を行う来校者には、受付で受付名簿に必要事項を記入し、本校指定の「入校許可証 (名札)」を着用していただく。

ウ. 監視カメラ

監視カメラの画像は、教頭・事務職員・教務主任が時々チェックし、不審者の早期発見に努める。

エ. 校内巡視 随時、校地・校舎内を巡回し、不審者の早期発見に努める。

オ. 不審者情報配信メールにより、地域の不審者情報を得る。

- ② 天気予報により、台風の進路や豪雨・落雷の発生を予想し、危険の有無を判断する。また、雨が強く降っている場合には、通学路の浸水状況を把握するとともに、浸水の可能性を予想する。
- ③ 火気取り扱い要領を作成し、火気による火災発生を未然に防ぐ。また、児童が火遊びをしないように十分に指導する。

(4) 計画的な安全教育による安全能力の育成

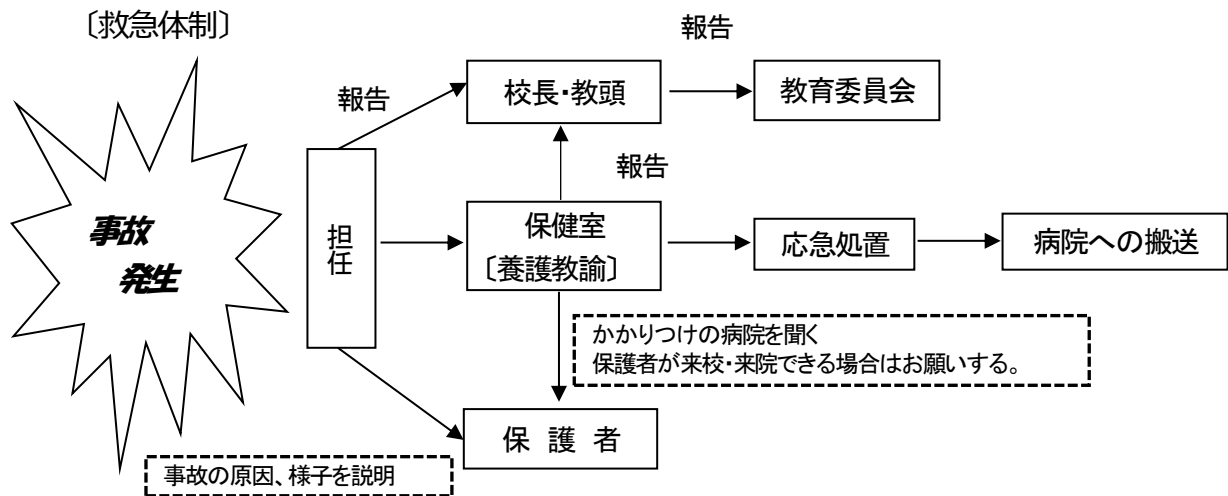
- ① 「学校安全計画」を作成し、それに基づき計画的に教育活動を実施し、児童の安全能力を高める。

(5) 組織の整備・機能化等

- ① 危機管理推進委員会等を設置し、危機管理の現状を定期的にチェックし、必要に応じて改善を図る。
- ② 緊急事態発生時の「緊急対応組織」を編成するとともに、シミュレーション訓練や実践的な避難訓練を行い、緊急事態発生時に機能するようにしておく。また、これらの訓練の反省を行い、より機能する「緊急対応組織」となるようにする。
- ③ 重大な事件・事故が発生した場合の事後対応に当たる「対策本部」を編成し、機能するようにしておく。なお、教育委員会との連携については、予め確認しておく。
- ④ 年度初めには、危機管理マニュアルの内容について、全教職員が共通理解する。
- ⑤ 年度初めには、全教職員が応急手当の研修を行うとともに、応急手当用器具の保管場所を確認しておき、負傷者が発生した場合に、迅速・的確に対応できるようにする。
- ⑥ 校外学習時等の安全確保
 - ア. 事前に可能な限り下見をし、「学習活動を行う場所」や「その場所に行くための移動中」の安全チェックを行い、必要に応じた安全対策を立て、校外学習実施計画書などに明記する。なお、事前に安全確保について、十分に指導しておく。
 - イ. 宿泊を伴う場合は、児童に、宿泊場所で、避難経路・避難後の集合場所等について指導する。
 - ウ. 学習開始時に、緊急時の連絡先や集合場所等を確認する。
 - エ. 引率教員は、携帯電話等で情報が共有できるようにする。
 - オ. 引率教員は、児童が負傷した場合に、速やかに応急手当が出来るように救急箱を保持する。
 - カ. 引率教員は、定期的に学校に電話し、状況を報告する。
- ⑦ 登下校時の安全確保の方法
 - ア. 定期的に学校・PTA・地域等が連携を図った通学路の安全点検を行い、必要に応じて通学路の変更や外灯の設置を働きかける。
 - イ. PTAや地域の子ども見守り隊との関係を深めるとともに、見守り隊員に通学時間の変更や臨時休校等の情報を速やかに伝え、通学時の交通安全指導や安全パトロールが、効果的に行われるように支援する。
 - ウ. 保護者へまなびポケットを活用し、危機の未然防止や危機発生時の支援が効果的に得られるようにする。
 - エ. 下校時に大雨や不審者情報が入った場合など、児童の下校の安全が心配される場合は、状況に応じて集団下校とし、教職員が引率する。なお、危険が予想される場合には、保護者に迎えを依頼する。

☆ 訓練や机上シミュレーション、研修等を実施し、危機管理マニュアルが組織的、総合的に機能するかを評価・検証の上、改善を繰り返して実効性を高める。

7. 学校の事故対策



(1) 病院への依頼 … 学校名及び事故の概要を説明し、診察の可否を確かめる。

- ①救急の場合 → 市立ひらかた病院
- ②外科 → 向山病院、佐藤病院 等
- ③学校医 → 内科 … ひぐち小児科
- 眼科 … 有地眼科医院
- 歯科 … 小池歯科牧野駅前診療所、なかしま歯科医院
- 耳鼻咽喉科 … 耳鼻咽喉科岩井クリニック

(2) 病院への移送

- ①救急車【緊急の場合… 119番】による。
- ②タクシー【第一交通・トンボ】による。→ チケット使用。報告は担当者(養護教諭)へ

(3) 日本スポーツ振興センターへの手続き

- ①災害報告書(担任記入)
- ②医療等の状況用紙(医療機関が記入・保護者提出)
- ③スポーツ振興センターから治療費を振込む銀行口座(振替依頼書・保護者記入)

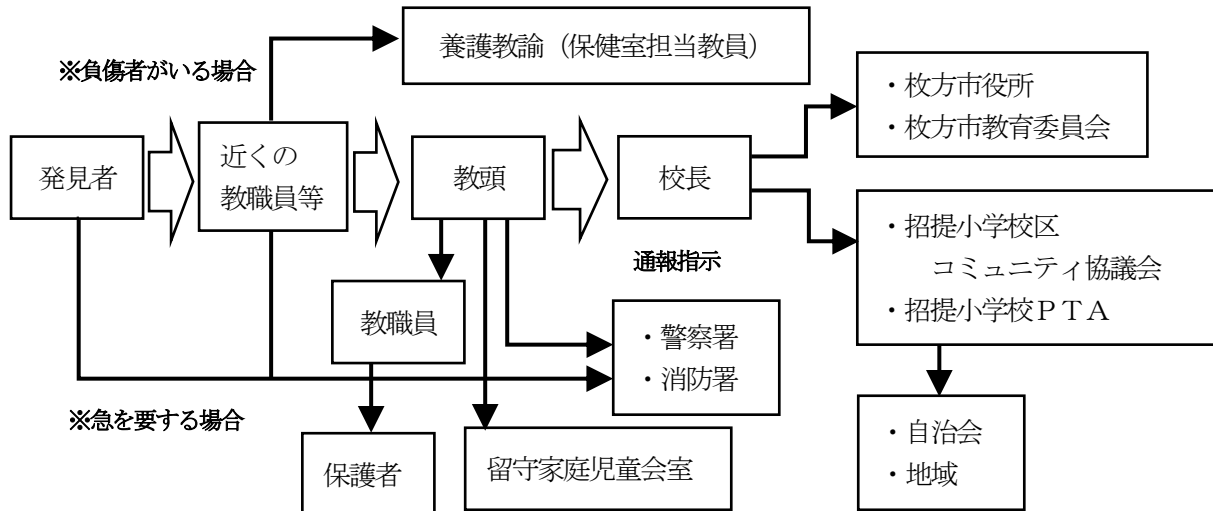
(4) 大きな事故

- ①市教育委員会(児童生徒支援室)へ第一報を入れる。後に文書報告。
※なお、交通事故については管理外であっても報告。
- ②被災児童への対応
 - ア. 保護者へ連絡する。〔負傷の状況、病院名〕
 - イ. 安静を保つ。
 - ウ. 経過観察〔負傷箇所、状態、顔色、唇の色(チアノーゼの有無)、意識の有無、体温、脈拍、呼吸の状態、血圧など〕
 - エ. 毛布で保温する。
 - オ. 救急車で移送する。〔職員1名以上が必ず付き添うこと。〕
 - カ. 経過を記録する。〔時系列に記録すること。〕

8. 危機発生時の危機管理

事件・事故等が発生したため、緊急対応組織を発動し、児童の安全確保を図る必要がある場合は、次の方法で全教職員に緊急事態が発生したことなどを伝え、各係が迅速に業務に取り組むことができるようにする。

(1) 危機発生時の緊急連絡体制



① 日常生活での事故

→ 学校生活において、緊急対応組織を発動する必要がある事故が発生した場合は、「全職員に連絡します。全員緊急対応に入ってください。〇〇は教頭が担当します。」という放送をかける。

※〇〇は、発生場所

② 不審者侵入

→ 不審者進入の連絡があった場合は、緊急ホイッスル『ピピー ピピー ピピー』を吹く。非常ベルが鳴るまで吹き続ける。緊急ホイッスルを聞き、非常ベルボタンを押す。案内放送用チャイムを3回連続で鳴らしたのち、「青空学級の明石先生に連絡します。〇〇までお願いします。(不審者対応が〇〇で発生！という意味) 「風が強くなってきました。教室のドアや窓の鍵を閉め、放送があるまで待ちましょう。」と緊急放送をする。

※〇〇は、発生場所

③ 地震発生

→ 大きな地震が発生した場合は、電気がストップする可能性が高いため、ハンドマイク等を使用し、伝える。なお、放送が使える場合は、放送も活用する。

④ 火災等

→ 基本的には、放送を活用する。

(2) 全体指揮 (状況の把握 → 指示)

- | | |
|---------------------|----------------|
| ① 事件・事故災害概要の迅速な把握 | ② 児童や教職員の安全確認 |
| ③ 情報収集 (情報の一元化) と共有 | ④ 危機管理委員会の立ち上げ |
| ⑤ 的確な意思決定と指示 | ⑥ 教職員への緊急連絡と招集 |
| | ⑦ 重要物品の搬出 |

(3) 発生源等への対応

- ① 事件・事故災害の発生原因の早期除去
〔不審者侵入阻止、火災の消火、施設等の不備の応急修理など〕

(4) 避難誘導（安全確保）

- ① 児童生徒の避難誘導と安全確保
〔児童生徒を発生源から遠ざけ、不安を軽減。安全確認、点呼〕
- ② 児童生徒の不安の軽減 ③ ハイリスク児童、保護者の把握

(5) 負傷者の救護

- ① 負傷者、ハイリスク児童の迅速な把握 ② 応急手当〔心肺蘇生法、AED〕
- ③ 病院への搬送とアフターケア

(6) 渉外等（通報、救急隊員等の案内、記録等）

- ① 教育委員会、警察、関係機関等への緊急通報、支援要請 ② 報道対応（窓口の一本化）
- ③ 警察官、救急隊員等を現場に誘導 ④ 保護者への緊急連絡（保護者担当）
- ⑤ 情報収集・整理、コメント作成（報道担当）

☆ 緊急事案発生時には、危機管理マニュアルに想定していない状況も発生することがあるため、正確な情報収集に基づき、迅速かつ的確に判断し、トップダウンを基本に、全教職員が協働して危機に立ち向かう。

9. 事後の危機管理

(1) 全体指揮（対応の指示）

- ① 現状把握と分析 ② 教育委員会、関係機関等と連携
- ③ 各担当者に状況に応じた適切な指示 ④ 通知文、学校だより等の作成配付

(2) 渉外等（報告、保護者会・記者発表等の企画・運営）

- ① 情報を広く収集し、管理職に報告 ② 保護者会、記者発表等の企画・運営
- ③ 遺族や被害者への対応 ④ 記録、報告書等の作成

(3) 教育活動の再開準備

- ① 児童の現状把握 ② 保護者、地域等の願いや考えなどの把握
- ③ 実態に応じた教育計画の作成 ④ 授業等に必要な場所等の確保、指導体制整備

(4) 安全対策の強化

- ① 事件・事故災害の発生要因把握、問題点等の整理 ② 安全性の評価と改善
- ③ 安全対策の確立〔安全パトロール、施設設備等の改善、安全指導など安全管理、安全教育等の見直し〕
- ④ 保護者、関係機関、地域等と連携強化
- ⑤ 「危機管理マニュアル」「学校安全計画」「防災計画」等の見直し改善

(5) 心のケア

- ① ケア計画の作成 ② 傷病者の状況経過把握 ③ 学校医、医療機関等と連携
- ④ 専門家と連携した教育相談・カウンセリング等 ⑤ 災害共済給付等の事務

☆ 事件・事故災害の収束後、直ちに対応状況を総括する会議を開催する。そして問題点を明確に整理し、再発防止に向け改善点を明らかにして、再発防止策を講じる。同時に、危機管理マニュアル・学校安全計画・防災計画を見直し、改善を図る。

10. 地震発生時の対応

